

南丹市 産後ケア事業のご案内

南丹市では、出産後に育児支援を必要とするお母さんとお子さんを対象に、心とからだの安定と、育児不安の軽減により、安心して子どもを産み育てることができるように、「産後ケア事業」を実施しています。

医療機関での宿泊型と、助産師による訪問型があります。
産後の生活に不安のある方は、まずご相談ください。



● 対象者

- 南丹市に住所を有する概ね生後1歳未満の乳児およびそのお母さんで、下記に該当される方。
 (1) 産後の身体や心の調子が思わしくなく、または、育児に不安があり、授乳や沐浴等のやり方について、助産師等による相談、助言、指導、心理的支援が必要な方。
 (2) 出産後に、親族等から育児や生活の支援が受けられない方。
 ※お母さん、お子さんとともに、入院治療等の医療行為を必要とする場合は対象になりません。

● 産後ケアの内容

- お母さんの身体や心のケア（保健指導、乳房ケアなど）
- 赤ちゃんの発育や発達の相談
- 授乳や沐浴等赤ちゃんのお世話に関する相談・指導 など



● 利用時間・上限回数・利用施設

種類	方法	利用時間	上限回数	利用施設
宿泊型	医療機関に宿泊	利用開始時刻から24時間以内の利用を1日とする（3食付）	5日	田村産婦人科医院 亀岡市安町野々神28 山口マタニティクリニック 亀岡市篠町馬堀駅前2丁目4-7 （※赤ちゃんが生後2ヵ月未満の利用になります）
訪問型	利用者の居住を訪問	3時間以内の利用を1回とする	6回	かめおかmana助産院 （廣津絵里可 助産師） 産前産後ケアの家 JIKKA （加藤梨絵 助産師）



● 利用料金

	A区分	B区分	C区分	D区分
宿泊型1日あたり	15,000円 (+15,000円)	7,500円 (+15,000円)	3,000円 (+15,000円)	300円 (+15,000円)
訪問型1回あたり	4,500円	2,250円	900円	0円

A区分：前年（4月から5月までの申請については、前々年）の夫婦の合計所得が730万以上である方

B区分：サービスを利用する年度（4月から5月までの申請については、前年度）の市民税が課税世帯の方
（A区分を除く）

C区分：サービスを利用する年度（4月から5月までの申請については、前年度）の市民税が非課税世帯の方

D区分：生活保護世帯の方

※利用料金は直接、施設にお支払いください。

※宿泊型については、1日目は別途料金が必要となる医療機関があります。

※裏面もご覧ください

●利用の方法

こども家庭課 母子保健係に、まずはお相談ください。
保健師等専門職、産前産後ケア専門員等が、訪問や面接を通じて状況を確認した上で
南丹市がこの事業による支援が必要と認めた方が利用できます。
※施設の空き状況によっては、ご希望に添えない場合もあります。

●相談の窓口

南丹市教育委員会 こども家庭センター こども家庭課 母子保健係
電話 0771(68)0028
〒622 - 8651 南丹市園部町小桜町47番地



こども家庭課の場所は、ここです

